

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]

送信日時: 2008年10月10日金曜日 21:58

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先] 厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 反対です

[理由]

[REDACTED]のため、外出が困難です。
車椅子を使用していますが、筋力が弱いため、屋外での自力走行が出来ません。
夫婦二人暮らしで、夫は仕事で留守がち。
頼めば食料品などの日常の買い物位はしてくれますが、
じっくり選びたい、医薬品・衣類などはインターネット販売に頼っています。
ネットで買えなくなるというのは私にとって大変なマイナスです。
どうか、今までどおり、きちんと対応しているネットショップでの医薬品の販売を
続けてください。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2008年10月16日 木曜日 1:20
宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[氏名] [REDACTED]
[住所] [REDACTED]
[職業] [REDACTED]
[電話番号] [REDACTED]
[FAX番号] [REDACTED]
[意見]

該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]

上記に反対します。

[理由]

貧血がひどいため、5年前から漢方薬を愛用しています。
地元の薬局ではほとんど売っていないので、
最近ではケンコーコムさんで定期的に購入しています。
今まで通販で薬を買って問題があったこともないですし
なぜ買えなくなるのか理解できません。
買えるところがなくなると本当に困ります。

都会であれば、ドラッグストアやスーパーに選択の余地があり、
また夜おそくまでやっていていつでも買えるのですが
私が住んでいるところでは、1つか2つの店で買うしかありません。
そこに売っていない商品を手に入れる方法は今のところ
通販しかないのに、それを禁止するなんて地方差別だと思います。

薬を必要としている人のことを考えているとは思えない
このような規制はひどすぎます。

ぜひとも再考をおねがいします。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月8日水曜日 10:10
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

厚生労働省医薬食品局総務課 御中。

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]

上記の箇所によると第三類医薬品以外の医薬品の販売不可となるインターネット上の店舗においても該当する医薬品を入手できるようにするべきだと考えます。

[理由]

私は元々身体が強くないので、風邪などにかかることが多く、またアレルギーもあり、愛用している漢方の風邪薬等を自宅に常備しております。
 地域の漢方薬局は閉店時間が早く、仕事帰りに寄ろうにも開いていない状態ですのでこれまでインターネット上の漢方薬局で薬剤師さんに相談の上入手してまいりました。
 従来採ってきたこのような手配が不可能となりますと、帰宅時間の関係上通常のドラッグストア等で置いている薬しか入手できなくなってしまいますし、少なくとも我が家の近所のドラッグストアにいらっしゃる薬剤師さんは漢方のことにはあまり詳しくない方がほとんどで、適切な薬選びをしていただくことも以前より難しくなってしまうと考えます。
 首都圏の会社は残業等で帰宅が遅くなることが多く、私と同様の悩みを抱えている方々も相当数いらっしゃることと存じます。どうか身体と精神に鞭打って家族のために働いている人間のため、上記の項目に関しまして再考をお願いしたく筆をとりました次第です。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2008年10月10日 金曜日 17:30
 宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)
 件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名] 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先] 厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)

を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] 上記の箇所に反対です

[理由]

私は、妻が [REDACTED] でございます。具体的には、 [REDACTED] になります。

精神障害というと、身体は元気なのかと思われることもありますが、実際には「うつ」の症状により体調不良が多く、また、多種多量の服薬により行動が制限されることが多いことは現在では周知となっております。

こうした状況の中、家族である私が仕事で外出してしまうと、妻は近所の薬局やコンビニエンスストアまで薬を買いに行くと言ったこともなかなか難しい時が多々ございます。

[REDACTED] でございますので、夜は眠るために睡眠導入剤などを服薬しておりますが、そうすると必然的に朝早くは起きられません。すると、私が外出する際に体調が悪いからと訴えることも出来ず、いったん勤務に入ってしまうと中々仕事を抜けることも難しいのもでございますから、妻は体調が悪いといって自分でなんとかするしか手立てが無いことがあるわけです。

そうした際に、インターネットで医薬品を入手することが出来ると、外へ出ることが出来なくても自分で必要な医薬品を購入することが出来るため、単に「用が足せる」ということにとどまらず、障害者としてのクオリティ・オブ・ライフにも大変プラスになっております。「自分で選んで購入する」この当たり前のことが中々出来ないことで、どれほど障害者の気持ちが落ち込んでいるのかということを感じて頂きたいのです。

最近では、各医薬品の添付文書もインターネットで閲覧出来るようになり、事前に薬に関する知識を得たり、判断を下したりということが、これまでと比較して大変容易になってきております。通信販売といえども、決して市中の薬局に劣るところは無いと考えます。

どうか、障害者が「自分で選んで購入する」という通信販売のメリットを鑑みて、今回の薬事法改正から本項を削除されることを切に願います。

よろしくお取りはからい頂きますよう、お願い申し上げます。

0055

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人:

送信日時: 2008年10月14日火曜日 12:42

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名]

[住所]

[職業]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1~3に掲げるところにより行わなければならない。1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容] この町は島で薬局がありません。通販で薬が買えなくなると大変困ります。出かけたおりにと思っても説明を聞いている時間に船がでてしまい、数時間待たなければならなくて正直体力的にもしんどいです。

[理由] 体が弱く、月に1度の病院さえ行けない事もしばしばです。仕事も週に2~3度雇ってもらってます。

その仕事も失えば私は無職になります。今は父が健在で病院に薬をもらいに行ってくれたりして

助かってますが、父も若くはありません。私ももう40歳なので、いつまで病院も付き添ってもらえるのか

気になっています。市販の薬を買う場合、ネットで買えるのは父にも迷惑かけず出来る事で

それが出来なくなると、ますます親に面倒をかける事になります。橋がかかる予定ですが、バスに乗って

どのくらいの距離に薬局があるのかもわかりません。今の自分の状態では、橋がかかって買いには

行けないでしょう。ご考慮ください。

薬事法 施行規則(yakusoku)

差出人: [REDACTED]
送信日時: [REDACTED]
宛先: [REDACTED]
件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[[意見]]

[REDACTED]

私は視覚に障害を持っています。私のような人間にとっては、一人で外出し買い物をするのは、かなり大変なことです。世の中、一人で買い物に行ける人間ばかりではありません。ネットショッピングは、私どものライフラインです。特に、医薬品につきましては、説明文による情報も得やすく、本当に助かっています。私たちを追い詰めないでください。

該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げる

- 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[

0098

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人:

送信日時: 2008年10月16日 木曜日 17:39

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

「意見」

該当箇所:

郵便その他の方法による医薬品の販売等[法令9条、第11条、第38条、新法など29条の2関係]
薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便販売」という。)を行う場合次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

「意見内容」上記の該当箇所について、郵便その他の方法による医薬品販売を、第三類のみに制限することに反対します。

「理由」 89歳の母の介護に追われているのと、捻挫や頸椎症等でタクシーを利用した時もあったが、今は送って貰えるので車の運転の出来ない私は救われている。高齢化社会への対応の逆を行くこの度の案である。ITの利用をさかんに政府が奨励してくれて{IT革命}良かったと{功罪の罪の部分はしっかり取り締まって頂きたいが、功の部分に白紙にすべきでない}歳を重ねた現在安心していたのに寝耳に水で驚いている。江戸時代の名医華岡青洲の創案した漢方薬の紫雲膏を知ったのもその功の方である、手荒れで困っていたのに助かっています。私はむしろ普通の店舗より、より詳しく丁寧な説明をネット薬店で受けて{活字なのでいつでも読み直せる}います。

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人

送信日時: 2008年10月14日火曜日 10:36

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する後ろ向き省令案について

厚生労働省医薬食品局総務課 殿

意見内容: 通販で買える選択肢が奪うのは反対です。

それは購入する、しないは購入者が決めればよいこと。

理由:

まず、ネット購入した場合に起きた弊害について具体例を挙げてください。

出産の折り、難産で恥骨離開し歩けなくなりました。
家事はほっておけても育児用品は必須です。

ミルク・紙オムツ・産褥用品をネットで買って助かりました。
薬もその際一緒に購入していました。女性特有のもの等。

ネットで注文する人は

1. ネットを扱える人。使える人が身近にいる人。
2. 買い物に不自由な時間等で拘束がある。
3. 身体に不自由な拘束がある。

薬剤師に相談した上で同品をネットで買うこともあります。
CMで皆知っているような薬品まで規制するのは規制ではなく、選択権の剥奪です。

無医村では、ネットで購入できることの取り組み・推奨が行われつつあるのに逆行している。

手のないひとは署名の記名、選挙用紙の記名はしないでください。

と言っているようなもの。

何らかの拘束や不自由があり「店頭で顔を合わせ」での買い物ができないひとは、薬を買わない
でください。

と言っているのです。

共働き・介護しているひとは自分のケアを一番最後にしているか、全く出来ないでいます。
ちょっとした隙間でネットで自分用品を買う選択権を奪う。信じがたい。

いまどき、遠隔地でネットで診察診療、いえオベまでしているのに？

原案は、サルでも思いつかないクズ案であると言っても、誰も乱暴などは思わない。

ネットで買いたいひとは買えばいい。

薬局行きたいひとは行けばいい。

権利の問題です。幸福になることに規制をする。なにをかいわんやです。

日本は国土が狭いから、店頭へ行けと平気というのです。ばかばかしい。

ネットは昔からある「無線」と一緒に「命の綱」です。

お年寄りや、不自由な拘束のあるひとを苦しめる法案ばかりが立ちますね。

ネット購入はむしろ推奨し、タッチ画面などで郵便局、スーパー等から誰でもよりシンプルにアクセスできるすべを、公募するのが真つ当です。

ご検討くださいませ。

Enjoy MLB with MAJOR.JP! Ichiro, Matsuzaka, Matsui, and more!

薬事法 施行規則(yakujikisoku)

差出人: [REDACTED]

送信日時: 2008年10月13日月曜日 22:58

宛先: 薬事法 施行規則(yakujikisoku)

件名: 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

件名]薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先]厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名] [REDACTED]

[住所] [REDACTED]

[職業] [REDACTED]

[電話番号] [REDACTED]

[FAX番号] [REDACTED]

[意見] 該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法に

よる医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げる
ところにより行わなければならない。

1. 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]ネットで薬が買えないと困ります。

[理由]

私は、[REDACTED]の為に、外出もままならなくなっていました。

風邪の時など、主人に薬を買って来て貰うのですが、仕事が忙しい時は、

薬局が開いてる時間に買いに行けません。

女性特有の薬などは、主人が恥ずかしいとかで買って貰えないのです。

こんな場合、どうしたら良いと思われませんか？

ネット意外に、方法がありますか？

絶対に困ります。

fax送信先 : 03-3591-9044

[件名] 薬事法施行規則等の一部を改正する省令案について

[宛先] 厚生労働省医薬食品局総務課

[氏名]

[住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見]

該当箇所:

郵便その他の方法による医薬品の販売等【法第9条、第11条、第38条、新法第29条の2関係】

・ 薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、

郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、
次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

- 1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

意見内容:

上記の該当箇所について、郵便その他の方法による医薬品販売を第三類のみに制限することに反対します。

理由:

私自身は不自由なのと、近くに薬局が無くインターネットで薬を購入しています。自動車にも乗れませんのでお店に行って薬を買いに行かなくてはなりません。不便です。

平成 21 年 3 月 24 日

社団法人日本薬剤師会
会長 児玉 孝 様

漢方薬の郵便等販売を行う薬局に関する事前質問書

NPO法人日本オンラインドラッグ協会
理事長 後藤 玄利

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成21年2月6日に公布された「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」によって、本年6月以降に第三類医薬品を除く一般用医薬品の郵便等販売が禁止されることをうけて、現在既に郵便等販売を行う複数の薬局事業者から「事業を継続できなくなる」との悲痛な声が当協会に寄せられております。それらの多くは、主として漢方薬を取り扱い、電話等による相談にもとづいて郵便等販売を行う薬局であり、俗に“相談薬局”などと呼ばれる業態をとる薬局です。当協会は、省令施行により同様に事業継続の危機に陥る薬局が相当数あるのではないかと危惧しております。つきましては、そのような業態をとる薬局について、貴会の把握するところをご教示いただきたく、ここに下記のとおり質問させていただきます次第です。

なお、当協会は「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」の委員として、より意義のある議論や提案を行うために、貴会の見解を正しく理解し、共有することが肝要と認識しております。本来であれば検討会において都度質問をいたし、深くご説明いただくべきこととは存じますが、省令の施行までには十分な時間が残されていないなかで、検討会を効率的にすすめ、より建設的かつ本質的な議論に集中するため、あえてこのような質問状をお送りさせていただくこととした次第でございます。

ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、平成21年3月30日までに書面にてご回答いただけますようお願い申し上げます。

敬具

<回答書面送付先>

〒107-0052 東京都港区赤坂 3-11-3 赤坂中川ビルディング
NPO 法人 日本オンラインドラッグ協会
事務局長 樋口 宣人 宛
TEL 03-3584-4156 FAX 03-3584-4158

記

質問1

貴会において、一般用医薬品を取り扱う薬局のうち、俗に“相談薬局”などと呼ばれ主として漢方薬を取り扱う薬局は、どの程度存在するとお考えですか？把握する軒数をお聞かせ下さい。

質問2

質問1に該当する薬局のうち、電話およびFAX並びに電子メール等による相談にもとづいて郵便等販売を行う薬局は、どの程度存在するとお考えですか？把握する軒数をお聞かせ下さい。

質問3

質問2に該当する薬局のうち、本年6月以降に省令により事業への影響を被る可能性がある薬局は、どの程度存在するとお考えですか？現時点での見解をお聞かせ下さい。

以上